

別表（第2条関係）

補助事業名	外国・外資系企業向け賃料補助
補助事業の目的	外国・外資系企業が県内に立地する際のオフィスビル等への入居に係る賃料負担を軽減し、生産性の高い外国・外資系企業の経営ノウハウや技術の県内移転、及び新たな雇用の創出を実現する。
補助事業の対象となる者	<p>県内のオフィスビル等の建物に賃貸借により入居して、産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）第2条で定める立地促進事業を行う下記いずれかの企業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外国企業 外国の法令に基づいて設立された法人 2 外資系企業 我が国の法令に基づいて設立された法人であって、一の外国企業により所有されるその株式の数又は出資の金額の、その発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が3分の1を超えるもの 3 外国の経済団体 外国の商工会議所など、外国・外資系企業等の立地促進に寄与する外国の経済団体等であって、新たに立地又は県外から転入する団体
補助事業の対象となる経費	<p>補助事業者が負担するオフィスビル等の建物の賃借料</p> <p>なお、賃料が日割り等により計算されている月については対象とせず、1ヶ月の賃料支払額が月額で定められた賃料である場合に対象とする（月途中に入居施設を移転し、移転した月の賃料が日割り等により計算されている場合も同様の取扱いとする）。</p> <p>また、月途中に入居施設を移転し、移転前の入居施設と移転後の入居施設について、月額で定められた賃料を重複して支払う場合、移転後の入居施設の賃料のみを補助の対象とする。</p>
補助率	<p>補助対象経費の1/4以内で、入居建物が所在する市町と同額を補助する。</p> <p>ただし、各年度における、入居建物が所在する市町と県の補助月数が異なる時は、当該市町の各年度の交付決定額の月額単価（各年度の市町の交付決定額÷市町補助月数。円未満切捨。）に当該年度の県補助月数をかけて得られる金額を補助する。</p> <p>また、市町から交付された補助金の返還を行う事業者に対しては、県の補助金についても同額の返還を求めることができる。</p>
補助金の額	<p>予算の範囲内で認めた額。</p> <p>なお、限度額は下記のとおりとする。</p> <p>ただし、年度の途中に入居した場合及び年度の途中で補助期間が満了する場合の限度額は、補助限度年額×補助対象月数/12（円未満切捨）とする。</p> <p>※年度：4月1日から翌年3月31日</p>

	<p>(1) 特定大規模事業者（操業開始前に知事が特定大規模事業確認を行い、かつ操業開始日から3年以内に常用雇用者数が10人以上に達する事業者） 1 補助事業者あたり、月額1,500円/m²、1,000万円/年度 <u>※常用雇用者数が10人以上に達した日が属する月以後の賃料を補助対象経費とする。</u></p> <p>(2) 一般事業者（特定大規模事業者に該当しない事業者） 1 補助事業者あたり、月額750円/m²、100万円/年度</p>
補助期間	<p>補助金の交付を開始した日から36ヶ月を限度とする。</p> <p>なお、月の途中で入居した場合は翌月からを補助期間とし、36ヶ月に満たず月の途中で退去した場合はその前月までを補助期間とする。</p> <p>また、他の施設に移転した場合で、引き続き補助事業の対象になると認められる場合は、補助期間を通算することとする。</p>
適用除外する条項	第13、14条
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類は日本語で作成すること。 ・補助申請に係る書類の提出にあたっては、入居建物が所在する市町の本制度所管課を経由すること。 ・補助対象とする賃借料について、県が実施する同種の補助制度と重複して申請しないこと。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居施設概要説明書（別記1） ・賃貸借契約書（写） <p><u>※特定大規模事業者については、下記も併せて提出すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定大規模事業確認申請書（別記2）※ ・事業計画概要書（別紙1-①）※ ・施設立地計画概要書（別紙1-②）※ ・常用雇用者名簿 ・常用雇用者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写） <p style="text-align: right;">※特定大規模事業確認の申請に限り要添付。</p> <p>(指定期日)</p> <p><u>i 初年度</u> 補助対象施設の操業開始の日から2週間後 又は入居建物が所在する市町が実施する賃料補助金交付申請期限</p> <p><u>ii 2年度目以降</u> 各年度の事業開始日から2週間以内</p>
第6条第1項	<p>(指定期日) 賃貸借契約の変更等があった日から2週間以内</p> <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居施設概要説明書（別記1） <p>※変更前の内容を上段に括弧書きで記入し、変更後の内容をその下段に記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約の変更等があったことが分かる書類（変更契約書（写）等） <p>(軽微な経費配分の変更) 補助金の額に変更が生じないもの</p> <p>(軽微な事業内容の変更) 補助金の額に変更が生じないもの</p>
第9条	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃料支払いを証明する書類（賃貸人が発行するもの）（写） ・入居建物が所在する市町が発行する、県と共同実施する賃料補助に係る補助金交付決定通知書（写） <p><u>※特定大規模事業者については、下記も併せて提出すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・常用雇用者名簿 ・常用雇用者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書（写） <p>(指定期日) 補助対象期間終了の日から2週間後 又は各年度の3月31日のいずれか早い日</p>